武蔵野市第6期地域福祉計画

令和6 (2024) 年度~令和11 (2029) 年度

中間のまとめ(案)

令和5年 10 月 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・ 第6期地域福祉計画専門部会

武蔵野市第6期地域福祉計画 中間のまとめ(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第1項 国の動き	1
第2項 市の動き	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定経過	5
第1項 実態調査の実施	5
第2項 団体等ヒアリングの実施	5
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題	6
第1節 前計画期間中の取組状況	6
第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進(基本施策1)	6
第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携(基本施策2)	7
第3項 生活困窮者への支援(基本施策3)	9
第4項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進(基本施策4)	9
第5項 サービスの担い手の確保(基本施策5)	10
第3章 計画の基本的な考え方	11
第1節 基本目標	11
第2節 基本施策	11
第3節 施策体系図	12
第4章 施策の展開(具体的取組み)	13
<基本施策1> 市民の主体的な地域福祉活動の促進	13
<基本施策2> 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携	16
第1項 地域でのつながりを維持していくために	16
第2項 権利擁護・意思決定支援の推進に向けて	18
<基本施策4> 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	22
<基本施策5> 地域福祉活動の担い手の確保	24
<基本施策6> 重層的な支援体制の推進	26
第5章 計画の推進と見直し	29
第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進	29
第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表	29
第3節 次期計画の策定	29

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

第1項 国の動き

地域福祉に関する国の法律や制度等の主な動向は次の通りです。

年月	関 9 る国の法律や制度寺の主 法令・方針等	概要
平成 12 (2000)年 6月	社会福祉法の改正	・社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定(第107条、第108条。規定の施行は平成15(2003)年4月)
平成 27 (2005)年 4月	生活困窮者自立支援法の施 行	・これまでの「制度の狭間」に置かれてきた生 活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を 強化するもの
平成 27 (2005)年 9月	「新たな時代に対応した福 祉の提供ビジョン」とりま とめ	・福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備(人材の育成・確保等)を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要がある
平成 28 (2006)年 4月	社会福祉法等の一部を改正 する法律の施行	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を 実施する責務等の社会福祉法人の改革 ・福祉人材の確保の促進等
平成 28 (2006)年 5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度 利用促進委員会を設置すること等により、成年 後見制度の利用の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進することを目的とする。
平成 28 (2006)年 6月	ニッポン一億総活躍プラン	・子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。
平成 28 (2006)年 12 月	再犯の防止等の推進に関す る法律の施行	・再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念 を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかに するとともに、再犯の防止等に関する施策の基 本となる事項を定めることにより、再犯の防止 等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 もって国民が犯罪による被害を受けることを防 止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄 与することを目的とする。

年月	法令・方針等	概要
平成 30 (2008)年 4月	地域包括ケアシステムの強化 のための介護保険法等の一部 を改正する法律の施行	・地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記しています。また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。
令和3 (2021)年 4月	地域共生社会の実現のための 社会福祉法等の一部を改正す る法律の施行	・地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

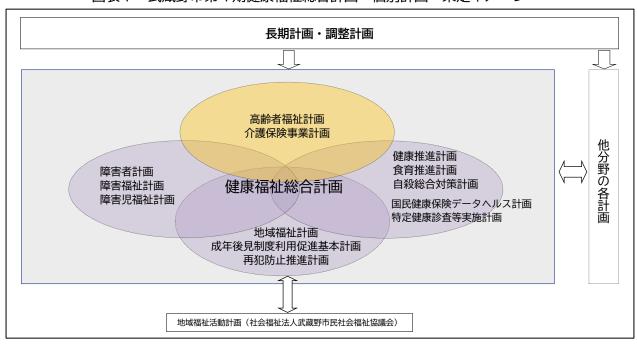
第2項 市の動き

武蔵野市地域福祉計画のこれまでの策定の流れと本市の主な健康福祉分野施策等の取組みは次の通りです。

期	計画期間	主な取組内容
第1期	平成4(1992)年度 ~平成13(2001)年度	・地域社協の発足(平成7(1995)年) ・テンミリオンハウス川路さんち開設(平成11(1999)年) ・高齢者福祉総合条例施行(平成12(2000)年) ・レモンキャブ事業本格実施(平成12(2000)年)
第2期	平成 14(2002)年度 ~平成 17(2005)年度	・シニア活力アップ推進事業実施(平成 14(2002)年) ・いきいき生活推進事業実施(平成 14(2002)年)
第3期	平成 18(2006)年度 ~平成 23(2011)年度	・災害時要援護者対策事業実施(平成 19(2007)年)
第4期	平成 24(2012)年度 ~平成 29(2017)年度	・避難行動支援体制開始(平成 27(2015)年) ・生活困窮者自立支援事業開始(平成 27(2015)年) ・総合事業開始(認定ヘルパー制度) ・在宅医療・介護連携推進事業開始(平成 27(2015)年) ・いきいきサロン事業開始 ・シニア支え合いポイント制度*試行実施(平成 28(2016) 年)
第5期	平成 30(2018)年度 ~令和 5 (2023)年度	・地域包括ケア人材育成センター開設(平成30(2018)年) ・武蔵野市成年後見制度利用支援センターを設置(令和2 (2020)年) ・福祉総合相談窓口の設置(令和3(2021)年)

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけ、東京都の地域福祉支援計画を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、本市の最上位計画である『第六期長期計画」及び『第六期長期計画・調整計画」における重点施策として掲げられた「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を理念として、健康福祉分野の基本となる健康福祉総合計画をはじめとする健康福祉分野の個別計画及び関連する各種計画との整合性を図ります。



図表1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ

※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第14条	
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第8条	
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8	
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条	
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20	
健康推進計画	健康増進法第8条	
食育推進計画	食育基本法第 18 条	
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条の2	
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に	
	関する指針	
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律(第 19 条)	

【各計画策定における法令の根拠】

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視点に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年とします。

図表2 計画期間

			<u> </u>		431-3			
令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
				L 六期長期計 和2~11 年				
					長期計画・訓 ロ6~10 年			
							第七期 [(令和 10~	長期計画 ~19 年度)
第5期	建康福祉総期地域福祉	計画		•	第6期地域 年後見制度	利用促進		
]促進基本 		高	 	再犯防止 		 	·画
	介護保険事 [章害者計画			介護保険事 [章害者計画]介護保険 [章害者計画	
	月障害福祉 障害児福祉 			月障害福祉 1障害児福祉 1			月障害福祉 障害児福祉 	- · · ·
食	用健康推進 注育推進計 改総合対策	画	第5期	健康推進言※		推計画・自 をに中間評価を		策計画
	_	 ▲ 体的に改定	<u>-</u>		▲ 見直し		— ₁	▲ 本的に改定
	保険データへ 対野市特定機 実施計画					データヘノ 診査等実施		
		▲ 改定			▲ 中間評価			▲ 改定

第4節 計画の策定経過

第1項 実態調査の実施

地域福祉計画を策定するにあたり、市内に住所を有する18歳以上の男女個人2,000人(無作為抽出)に、アンケート調査を令和4(2022)年11月下旬~12月中旬にかけて実施し、地域での活動や地域との関わり等、健康福祉施策全般に係る意見・要望等を把握しました。

第2項 団体等ヒアリングの実施

地域福祉に関する現状、福祉における「共助」「互助」の取組みについての意見を聞くため、福祉関連団体及びその会員を対象に、西部・東部・中央の3か所の会場で計3日、ヒアリング・意見聴取を実施しました。

【対象】

- · 武蔵野市民生児童委員協議会/民生児童委員
- ·武蔵野市赤十字奉仕団/団員
- · 北多摩東地区保護司会武蔵野分区/保護司
- ・地域福祉活動推進協議会(地域社協(福祉の会))/会員
- ・テンミリオンハウス運営団体代表者
- ・いきいきサロン運営団体代表者
- ・レモンキャブ運行管理者

第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

第1節 前計画期間中の取組状況

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで、「ひとりひとりが つながる 支え合い のまち」の実現に向けて、地域における互助・共助の力を高めていくため、以下の施策に取り組んできました。

第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進(基本施策1)

1 地域福祉活動の促進

- ■地域福祉活動推進協議会*(以下、地域社協(福祉の会))をはじめとする地域福祉関係 団体への活動支援の充実に向けて、武蔵野市民社会福祉協議会*(以下、市民社協)で は、市内を東部・中部・西部の3圏域に分け、地域担当職員を1人ずつ配置し、地域社 協(福祉の会)活動支援のほか、居場所づくりや子ども食堂等の活動の立ち上げや運営 相談等に対応しました。
- ■共同募金事業のあり方の検討として、赤十字奉仕団や民生児童委員による戸別訪問中心の募金活動から、平成30(2018)年度の「武蔵野市共同募金事業あり方検討会」を経て、令和元(2019)年度から地区協力会を中心に共同募金事業を地域全体で推進していき、戸別募金に替わる新たな募金手法を取り入れ、武蔵野市独自の持続可能な募金手法を検討していくこととなり、令和元(2019)年度からは、主に市内各所に募金箱を設置し、寄付を募る方法をとっています。
- ■市民社協等財政援助出資団体との連携強化に向けて、市民社協が策定した「第4次地域福祉活動計画(令和元(2019)年度~令和6(2024)年度)」との施策・事業間の連携を図っています。また、市民社協において活動に関する様々な相談への対応や、随時、他の団体と連携できるように情報提供を行っています。そのほか、各団体の活動を推進するために、ボランティア団体を対象とした助成事業を行っています。
- ■障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実に向けて、市民社協と連携しながら、 障害者支援にかかわるボランティアの育成や「地域福祉活動助成事業」への活動費助成 を行いました。

2 シニア支え合いポイント制度*の取組み

■毎年度シニア支え合いポイント制度推進協議会を開催し、制度の運営についての情報の 共有と課題の整理を行い、事業の推進を図っています。

3 地域福祉コーディネーター(仮称)設置の検討

■令和4(2022)年度に市民社協において、相談支援機関や市民と共に「地域福祉コーディネーター立ち上げ検討委員会」を設置し、武蔵野市における地域包括ケアシステムの中で市民社協の担うべき役割を検討しました。令和5(2023)年度より地域担当職員の機能を拡充し、取組みを進めています。

4 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援

■民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の各団体において、市が事務局として会議開催や研修実施等の支援を行い、課題の解決や福祉資源の情報共有等に繋げています。 また、街頭運動やイベントでの啓発活動を通じて各団体の活動内容の周知を図っています。

5 心のバリアフリー事業等の推進

- ■認知症理解の促進と地域における認知症高齢者の見守り意識醸成のため、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、意欲ある認知症サポーターによる地域支援活動のための環境整備等を目的とした認知症サポーターステップアップ講座を実施しました。
- ■認知症の正しい理解促進のため、各コミュニティセンター単位で地域認知症講座を開催しています。毎年9月を「認知症を知る月間」と位置づけ、講演会などを通じて認知症理解の促進を図っており、令和4(2022)年度より「健康長寿のまち武蔵野推進月間」と定めて、認知症とフレイル予防の普及啓発活動を一体的に行っています。
- ■様々な障害を理解し、偏見や差別をなくすため、心のバリアフリー出前講座や障害者差別解消法講演会等を実施しました。
- ■「認知症サポーター養成講座・高齢者疑似体験」などの高齢者理解に関する講義や体験を小・中学校等で実施されました。また、ボランティア活動体験希望者を支援するために市民社協が実施している「ボランティアキャンペーン」事業の内容充実を支援しました。

第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携(基本施策2)

1 孤立防止施策の推進

- ■武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、各種個別施策を実施し、 地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進を図っています。
- ■異変の発見、速やかな通報、相談窓口の周知等の取組みに加え、消費被害・認知症・生活困窮者等の課題に対応するため「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を開催し、安否確認の対応報告や関係機関との連携体制の強化にむけた情報交換を年に2回行っています。また、令和3(2021)年度に、事務局を高齢者支援課から地域支援課へ移管し、見守り孤立の問題は高齢者のみでなく、より広い世代を対象として取り組んでいます。
- ■「高齢者安心コール事業*」では、ひとり暮らし高齢者の安心の確保に向けて、平成 26 (2014) 年7月より、利用を希望するひとり暮らし高齢者に対し、社会福祉士等の専門職が原則週1回、決まった曜日・時間帯に電話による安否確認を行っています。

2 災害が発生しても安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

■毎年度避難行動要支援者*の名簿を更新し、名簿登載者に対して登録した旨を通知する とともに、災害時要援護者対策事業*への登録案内を同封し、登録を勧奨しています。

- ■災害時要援護者対策事業における支援者のマッチングを担っている地域社協(福祉の会)において、支援者を確保するため、声掛けや広報誌の募集記事掲載、勧誘が行われているほか、概ね年1回程度開催されている支援者説明会等で制度理解のフォローアップを行っています。
- ■年1回開催している総合防災訓練にて避難行動要支援者対策訓練の機会を設け、制度の周知に努めています。また、各地域社協(福祉の会)で実際の災害を想定した安否確認訓練を行っているほか、支援者の制度に対する理解を深めるために説明会を開催しています。また、令和3(2021)年度からは避難行動要支援体制にて避難支援コーディネーターを担う市民安全パトロール隊、防災推進員向けに研修を実施しています。
- ■高齢者施設の福祉避難所は合計 17 か所、障害者施設の福祉避難所は1か所が指定されており、令和4(2022)年度の総合防災訓練では、関前地区の施設と連携し、福祉避難所開設訓練を実施しました。また、高齢者施設の福祉避難所の防災備蓄品については、令和3(2021)年度から大人用おむつを追加しました。

3 権利擁護事業及び成年後見制度の利用促進

- ■本市の補助事業として、成年後見推進機関である公益財団法人 武蔵野市福祉公社(以下、福祉公社)が金銭管理、財産保全等の権利擁護事業の実施、法人としての成年後見人の受任等、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活が送れるよう支援しています。また、認知能力の低下等により判断能力が低下した高齢者に対して、在宅介護・地域包括支援センターと市は連携し、権利擁護事業を活用し、本人の生活と財産の保護を図りました。
- ■武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2(2020)年度に、本市の成年後見制度利用促進に係る中核機関として武蔵野市成年後見利用支援センター*を設置し、本市と福祉公社で運営しています。また、同年、従来の武蔵野市福祉公社権利擁護センター関係機関等連絡協議会を発展させる形で、武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会*が設置されました。
- ■NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット(以下「こだまネット」という。)への委託事業である親なき後講座を実施し、制度の普及啓発、相談対応及び後見業務を遂行できる人材の育成支援を推進しました。
- ■令和元(2019)年度に、学識経験者、法曹等関係者、福祉従事者、金融機関代表者、公募市民、福祉公社代表者を策定委員とし、令和2(2020)年度~令和5(2023)年度を計画期間とする武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

4 虐待防止の推進

- ■虐待防止のパンフレットの配布や関係団体に対する虐待防止の取組の周知を通じて、理解促進に努めました。
- ■平成 24 (2012) 年 10 月より、高齢者及び障害者に対する虐待の早期発見並びに当該高齢者及び障害者に対する適切な援助を行うため、武蔵野市高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を設置し、年2回会議を開催しています。

5 相談支援ネットワークの連携強化

- ■令和元(2019) 年度に「武蔵野市健康福祉実務担当者調整委員会」(令和5(2023)年度に「武蔵野市重層的支援体制整備調整委員会」に改組)を設置し、庁内での推進体制を強化しました。また、目指す方向性を明らかにするため、令和2(2020)年度に「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」を「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」に改組しました。
- ■令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を設置し、相談先がわからない市民等の対応をしてきました。また相談内容に応じて関係各課が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援のネットワークを強化してきた他、相談支援を行う関係機関の連携強化のため、福祉総合相談窓口を中心に総合支援調整会議を開催しました。
- ■在宅医療・介護連携推進協議会及び5部会をそれぞれ年2~4回程度開催し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支える体制の推進・強化を図っています。

6 バリアフリー化の推進

- ■令和4(2022)年3月にバリアフリー基本構想を改定し、三駅周辺及び市役所周辺を重点整備地区として位置付けた上で、令和5(2023)年3月には重点整備地区における各特定事業主が作成した特定事業計画がとりまとめられました。
- ■「武蔵野市お出かけサポートマップ(バリアフリーマップ)」の改訂については、高齢者、 障害者等の実情や利用者の使い勝手を踏まえ、インターネットを含めた既存の情報媒体 への代替の可能性を含めた検討を行いました。

第3項 生活困窮者への支援(基本施策3)

1 生活困窮者等を対象とした総合相談窓口の周知と自立を支援する事業の検討

- ■市報、こころのつながり*、武蔵野市国際交流協会(M I A)が発行するM I Aカレンダーへの掲載、年1回のチラシ全戸配布を行うとともに、名刺サイズの啓発カードを作成し、トイレや各相談窓口へ配架するとともに、民生児童委員等の携帯用として配布しました。
- ■生活困窮者自立支援庁内連絡会議により市役所内部の各課との連携体制強化を図ったほか、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会への参加を通じ、関係機関との連携体制強化を図りました。
- ■家計のバランスが崩れ、家計収支の改善が必要な方に対し、家計表等を用い家計を見える化し、家計管理の意欲や家計管理能力を高めるほか、滞納の解消に向けた支援を行う家計改善支援事業を平成30(2018)年度より実施しています。
- ■不登校等の課題を抱える子どもや大人数の教室型では支援が難しい子ども等に対応する ため、サポート型の学習支援教室を令和元(2019)年6月より開始しました。令和2 (2020)年度より2教室に拡大されました。

第4項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進(基本施策4)

1 市民の多様なステージ(活動、機会など)づくりの支援

- ■市民社協では、「お父さんお帰りなさいパーティー」、「おとぱサロン」等の事業を通して、男女を問わず定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援しています。また、老壮連合会と武蔵野文化生涯学習事業団武蔵野プレイス(武蔵野市教育委員会)との共催で「老壮シニア講座」が開催されました。
- ■健康づくり推進員*による健康づくり情報の発信、講座の企画などを実施したほか、健康づくり人材バンクに登録した保健師等の専門知識を有する人による講座の支援をしました。また市民社協では、ボランティアセンターにおいてボランティアを希望される方に活動先の紹介やボランティア講座の紹介などを行いました。

第5項 サービスの担い手の確保(基本施策5)

1 福祉人材の確保と育成

- ■平成30(2018)年度に、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターを設置し、運営を福祉公社に委託しています。同センターでは、「人材・養成事業」、「研修・相談事業」、「就労支援事業」、「事業者・団体支援事業」の4つを柱として総合的な支援を一体的に行っています。
- ■武蔵野市通所介護・通所リハビリテーション事業者連絡会の研修会として、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの共催で連続講座による研修を実施しました。
- ■地域社協(福祉の会)については、市民社協(ボランティアセンター武蔵野)と連携し、活動内容の充実や広報の充実を図っています。シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業等、地域福祉活動の導入となるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。
- ■4つの大学から、毎年5人の社会福祉士実習生を受け入れました。
- ■平成 30(2018)年度に設置された「武蔵野市社会福祉法人連絡会」に対し、必要に応じて情報提供等を行いました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本目標

武蔵野市第六期長期計画では、健康・福祉分野において、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的としています。また、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望し、市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、福祉から武蔵野市の地域づくりを進めています。本計画でも同じ目標を目指して、施策を展開していきます。

仮)一人ひとりが つながる 支え合いのまち

第2節 基本施策

武蔵野市第六期長期計画の施策の方向性との整合を図るとともに、基本目標である「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、自助・互助・共助・公助の連携*の力を高めていくため、次の6つを基本施策として位置づけます。

- 1 市民の主体的な地域福祉活動の促進
- 2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携*
- 3 生活困窮者への支援
- 4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
- 5 地域福祉活動の担い手の確保
- 6 重層的な支援体制の推進

第3節 施策体系図

第六期長期計画・調整計画	第6期地域福祉計画		
	基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進		
	(1) 地域社協(福祉の会)をはじめとする地域福祉団体への 活動支援の充実		
基本施策1	(2) 市民社協等財政援助出資団体との連携		
まちぐるみの支え合い	(3) シニア支え合いポイント制度*の推進		
み	(4) 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援		
	(5) 地域担当職員の機能の拡充		
	(6) ボランティア学習・福祉学習の推進		
	基本施策2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携		
	(1) 見守り・孤立防止の推進		
基本施策3	(2) 安否確認及び避難支援体制づくりの推進		
安心して暮らし続けら	(3) 権利擁護支援の促進		
れるための相談支援体	(4) 在宅医療・介護連携推進事業の推進		
	基本施策3 生活困窮者への支援		
	(1) 多様な形での就労支援の実施		
	(2) 次世代育成支援事業の推進		
基本施策1 まちぐるみの支え合い	基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進		
を実現するための取組 み	(1) 市民の多様な活動機会づくりの支援		
基本施策4	基本施策5 地域福祉活動の担い手の確保		
福祉人材の確保と育成に向けた取組み	(1) 地域福祉活動を支える人材の発掘・確保		
# **** *	基本施策 6 重層的な支援体制の推進		
基本施策3 安心して暮らし続けら	(1) 包括的な相談支援体制の推進		
れるための相談支援体 制の充実	(2) 社会参加支援の実施		
-F3477UJ	(3) 地域づくりに向けた事業の拡充		

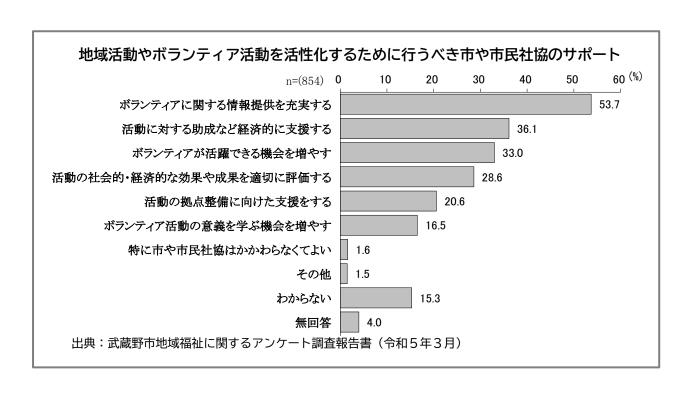
第4章 施策の展開(具体的取組み)

これまでの取組みやアンケート調査、地域福祉団体等ヒアリングから見えてきた課題をもとに、 第6期地域福祉計画の6つの基本施策を設定し、施策を展開します。

多様な働き方の広まりによるライフスタイルの変化、新しい生活様式への対応、DXの加速なども踏まえ、地域福祉のさらなる充実を目指し、施策を推進します。

<基本施策1> 市民の主体的な地域福祉活動の促進

- ■地域福祉活動の活性化に向けて、公的サポートとしては、情報提供や経済的支援、活躍の機会の提供が求められている。また参加促進に向けては、賛同できる活動の趣旨・内容であることや空き時間を活用して参加できるような配慮・工夫が求められています。
- ■「シニア支え合いポイント制度」*については、毎年度、シニア支え合いポイント制度推 進協議会を開催し、情報共有と課題の整理を実施し、介護福祉人材のすそ野の拡大を図っ ています。
- ■地域福祉団体等ヒアリングでは、地域福祉活動の課題として、「活動員の不足や固定化・高齢化」や「団体の認知度が低い」「活動拠点が必要」「活動団体どうしの交流・連携」「時代に即した運営」「社会情勢の変化に対応した持続可能な地域活動」といった意見があげられました。



- ■活動団体の認知度向上を図るとともに、活動団体同士の交流・連携、時代に即した運営を 働きかけ、地域福祉団体への活動支援のさらなる充実を目指します。
- ■地域における互助・共助の取組みが継続・発展していけるよう、シニア支え合いポイント 制度*などを活用し、様々な自主的な活動の後押しを進めます。
- ■共働き世帯の増加、働き方の変化、定年延長等、社会情勢の変化に対応していけるよう、 持続可能な地域福祉活動の運営方法等を検討します。

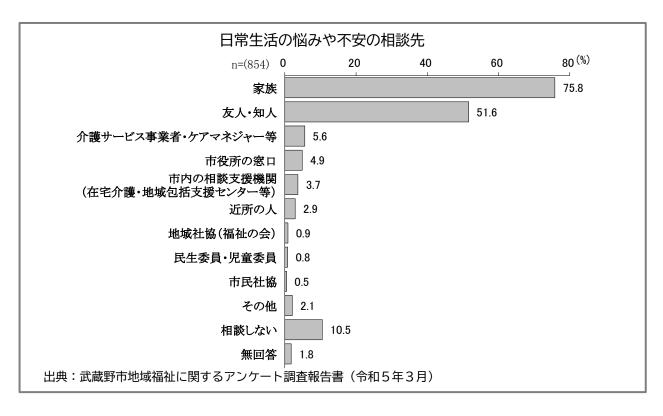
NO	施策(事業)名	取組みの方向
1	地域社協(福祉の会)をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実	〇市内3圏域(東部・中部・西部)に配置した地域担当職員(市民社協)を通じて、地域社協(福祉の会)活動支援のほか、地域福祉活動の立ち上げや運営相談等に対応していきます。
2	市民社協等財政援助出資団体との連携強化	○市民社協が策定する地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を図ります。○多様化、複雑化する市民の福祉ニーズに対応する地域共生社会推進の拠点の一つとして、福祉公社及び市民社協に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。
		○各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方 を調整します。
3	シニア支え合いポイント制度* の推進	○毎年度シニア支え合いポイント制度推進協 議会を開催し、制度の運営について情報の 共有と課題の整理を行い、制度の効果的な 推進を目指します。
4	民生児童委員協議会、赤十字 奉仕団、保護司会の活動支援	〇民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の各団体の事務局として会議開催や研修実施等の支援を行い、課題の解決や福祉資源の情報共有等につなげていきます。
		○街頭運動やイベントでの啓発活動を通じて 各団体の活動内容の周知を図っていきま す。
5	地域担当職員(市民社協)の機 能の拡充	○地域福祉コーディネーター(仮称)設置の検討については、その機能を地域担当職員(市民社協)の機能に含め拡充することで整理します。○地域で活動する団体や個人からの相談に対応します。
		〇福祉サービス等の利用が必要であるにも関わらず、地域でのつながり等がないために支援につながっていない方を、地域社協 (福祉の会)などの住民組織を中心とした

		互助の仕組みで気づき、市の包括的な相談 支援体制につなげ支援します。
6	ボランティア学習・福祉学習 の推進	〇市民社協に設置されている「ふれあい福祉学習委員会」により、市内の福祉施設・事業所と協働して小・中学校の総合的学習の授業における「ふれあい福祉学習」の内容充実を支援していきます。
		〇ボランティア活動体験希望者を支援するために市民社協が実施している「ボランティアキャンペーン事業」の内容充実を支援していきます。

<基本施策2> 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携

第1項 地域でのつながりを維持していくために

- ■地域とのつながりが希薄化しつつある中、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりが求められています。
- ■困りごとがある際の相談先を知らない人も多いことから、地域の様々な相談先とのつながりを持てるよう、気軽に相談を受けられる窓口の更なる周知が必要と考えられます。
- ■住み慣れた地域で安心して生活していく上で、地域住民による相互の助け合いは大切であり、世代に応じた支援ニーズの把握に努めるとともに、日頃からの地域での見守りや支え合いの体制づくり、世代間交流の機会が求められています。
- ■地域の複合的・分野横断的な課題に対応するため、相談支援ネットワークの充実が求められています。
- ■コロナ禍で失われた運動や体を動かす機会や人とのつながり、活動機会を取り戻すような 日常生活の中での活動が求められています。
- ■平成 26(2014) 年 7 月より、社会福祉士等の専門職が原則週1回、決められた日時に電話による安否確認を行う「高齢者安心コール事業*」を実施しており、利用登録者数は増加傾向にあります。
- ■地域福祉団体等ヒアリングでは、地域の課題について、孤立防止対策の促進、交流・居場所 づくり、地域のつながりや顔の見える関係性の構築などがあげられました。

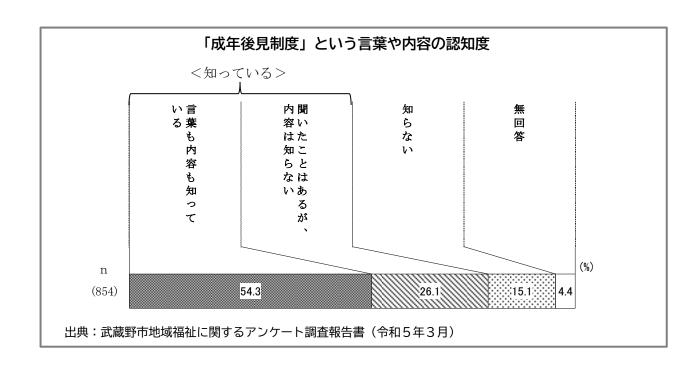


■地域の人と人とのつながりが希薄になる中、地域活動団体および各相談窓口の連携強化や 災害時に身近な住民同士で助け合う環境の整備に向けて、定期的な情報交換や安否確認訓 練等を実施し、市民が社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進めます。

NO	施策(事業)名	取組みの方向
1	見守り・孤立防止の推進	○関係機関が通常業務の中で、異変の発見、 速やかな通報、相談窓口の周知等の取組み に加え、消費被害・認知症・生活困窮者等 の課題に対応するため「武蔵野市見守り・ 孤立防止ネットワーク連絡協議会」を開催 し、安否確認の対応報告や連携体制の強化 にむけた情報交換を定期的に実施します。
		〇対象者を高齢者だけでなく、より広い世代 に拡大していきます。
2	安否確認及び避難支援体制づ くりの推進	○毎年度避難行動要支援者の名簿を更新し、 名簿登載者に対して登録した旨を通知する とともに、災害時要援護者への登録案内を 同封し、登録を勧奨していきます。
		〇市民社協と連携し、地域社協(福祉の会) において、支援者のなり手を掘り起こすこ とが課題との認識のもと、若い世代へのア プローチ、地域社協(福祉の会)広報誌での 募集記事掲載等、地域社協(福祉の会)の会 員による地域に根差した活動を推進しま す。

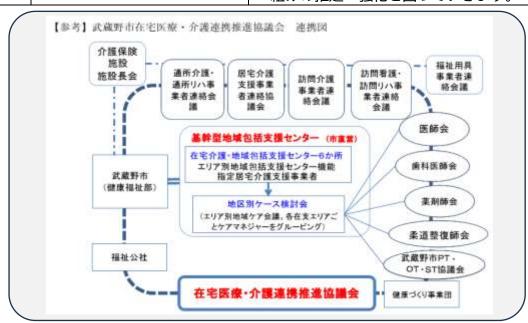
第2項 権利擁護・意思決定支援の推進に向けて

- ■地域で暮らす認知症等福祉的支援が必要な人の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な 人の権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進が求められています。
- ■福祉公社において、権利擁護事業の利用促進を図るため、広報を実施しています。また、 成年後見制度についても相談から申立まで、継続的な支援を実施しています。
- ■権利擁護・意思決定支援を必要とする人は今後も増加することが予想されます。
- ■福祉公社の権利擁護センターにて、市民の皆様が安心して生活できるよう、成年後見制度 の法人後見や地域福祉権利擁護事業、老いじたくに関する事業等を実施しています。
- ■在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」が設置(平成27(2015)年7月)され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP(人生会議)*をテーマにした研修も実施されました。



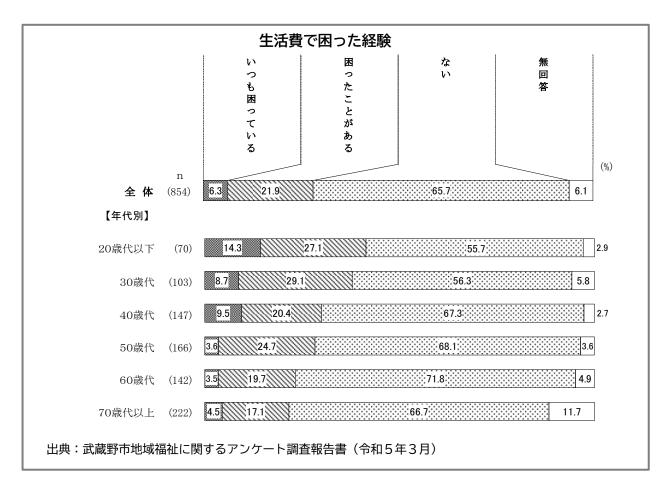
- ■認知症・障害等、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を推進します。
- ■医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、引き続き、在宅医療・介護連携推進事業を進めていきます。またACP (人生会議)*の取組みが広がるよう、既存の様々な仕組みやツールを周知・活用を図ります。

NO	施策(事業)名	取組みの方向
1	権利擁護支援の推進	○判断能力が十分でない方の権利を擁護し、 安心して自立した地域生活が送れるよう、 成年後見推進機関である(公財)武蔵野市 福祉公社が権利擁護事業及び法人としての 成年後見人の受任等を行います。
		○市と福祉公社を権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、国や都の動向を注視しながら、成年後見制度の利用促進も含めた権利擁護支援を推進します
2	在宅医療・介護連携推進事業の推進	○関係機関、保健所等の行政関係機関の職員等で構成された在宅医療・介護連携推進協議会及び5部会を定期的に開催し、医療と介護の両方を必要とする高齢者の在宅生活を支える体制により、国の定めた8事業を踏まえつつ、具体的な「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面を想定し、どのような状態であっても本人の意思が尊重されるよう、取組みの推進・強化を図っていきます。



<基本施策3> 生活困窮者への支援

- ■生活に困った経験は、若年層ほど高い傾向があり、若年層に向けた支援が求められています。
- ■地域共生社会の実現を目指す中、生活困窮者支援の分野でも、複合的な課題への対応に向けて、各種施策と連携して、包括的な相談支援体制とそこにつなげるための普及・啓発を進めていくことが求められています。
- ■平成30(2018) 年度より家計収支の改善が必要な方に対し、家計表等を用いて家計の状況を見える化する家計改善支援事業を実施しています。実利用者数は令和3(2021)年度より12人に増加しました。
- ■令和元(2019)年度より、不登校や集団での学習形態が苦手等の課題を抱える子どもに対応するため、サポート型学習支援教室を開始しました。令和2(2020)年度より2教室に拡大しました。
- ■地域福祉団体等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、物価高騰の影響もあり、低所得者支援や離職者支援、困窮している高齢者の増加、生活困窮の相談に訪れる20代・30代が多いといった意見があげられました。

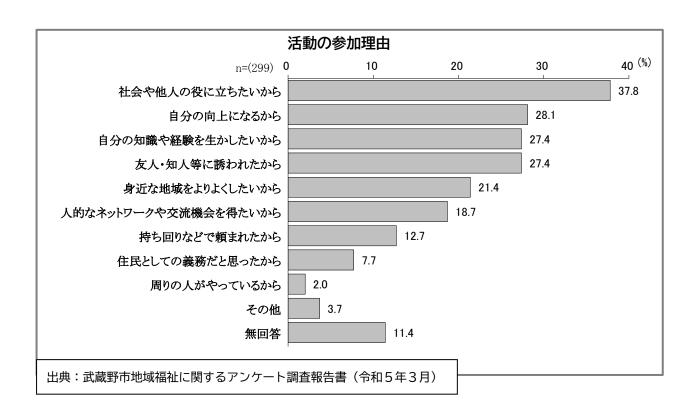


- ■相談支援・就労支援・家計改善支援といった自立支援事業の強化、貧困の連鎖防止・子ど もの貧困への対応等、関係機関・分野等との円滑な連携を進めます。
- ■若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、支援や仕組みづくりを進めます。

NO	施策(事業)名	取組みの方向
1	多様な形での就労支援の実施	○心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっ
		ていたりする等、就労に課題を持つ方々
		が、それぞれの状況に応じた段階を経て、
		配慮された職場環境での就労に繋がり、継
		続して働くことができるよう、就労先の開
		拓を含めた支援体制を整備していきます。
2	次世代育成支援事業の推進	○学齢期の子どもを抱える困窮家庭にアプロ
		ーチし、進学に対する動機付けや、情報収
		集及び提供、高等・専門教育を受けるため
		の資金計画作成援助及びそれら手続の進行
		管理などの支援体制を整備していきます。

<基本施策4> 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進

- ■活動の参加理由は、社会貢献や向上心、知識や経験の活用といった自発的な要素のほか、 友人・知人等からの誘いもあり、対象を絞った戦略的な広報や活動への参加のきっかけづ くりが効果的と考えられます。
- ■市民社協では、定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援しています。男女を問わないシニア世代の地域デビューのきっかけの場として行っている「お父さんお帰りなさいパーティー」の参加者は、平成30(2018)年度に比べて、令和4(2022)年度では2倍以上に増加しました。
- ■市民社協では、ボランティアセンター武蔵野において、希望者に活動先の紹介やボランティア講座の紹介を行っています。
- ■「いきいきサロン*」などの通いの場の参加者が固定化しているため、新たな会員の獲得が求められています。
- ■若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複合的な課題を抱える世帯の増加への 対応が求められています。
- ■ひきこもりなど、社会につながりづらい方の参加を促進する取組みが求められています。

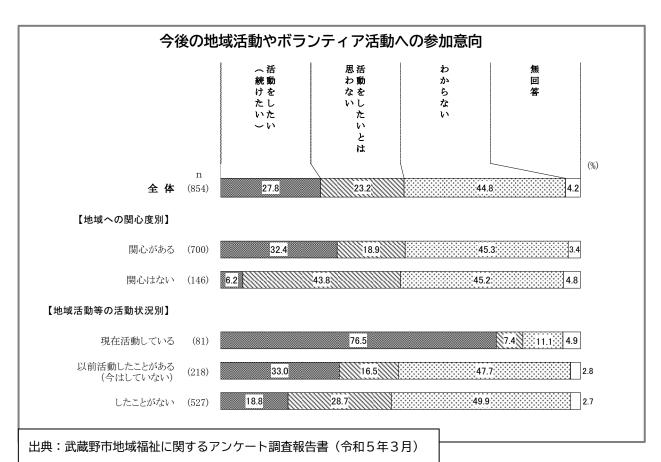


- ■人と人がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける 地域づくりに向けて、さまざまな参加の機会を創出していきます。
- ■本人の活動ニーズと多様な参加の機会のマッチングに向けて、人を配置し、社会とのつながりづくりに向けての支援を進めていきます。また、今まで参加していない層を取り込むために、柔軟性のある運用など、現状のライフスタイルにあった仕組みを考え、各種取組みを進めます。
- ■社会参加の観点からも、多様な形での就労を可能とする仕組みづくりを進めます。
- ■既存の参加支援の取組みでは対応できないひきこもり当事者・世帯等に対しては、市内相談先や福祉総合相談窓口、ひきこもり相談受付フォーム、ひきこもりの支援関係機関などの周知、ひきこもりに関するイベントの周知を進めます。

NO	施策(事業)名	取組みの方向		
1	市民の多様なステージ (活動、機会など)づくりの支援	○市及び市民社協は、地域住民と連携して、 社会の中で生きがいのある充実した暮らし を送れるようなステージづくりの支援を行 っていきます。		
		○健康づくり推進員による健康づくり情報の 発信、講座の企画などの実施、健康づくり 人材バンクに登録した保健師等の専門知識 を有する人による講座の支援を行っていき ます。		
2	多様な形での就労支援の実施	〇心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっていたりする等、就労に課題を持つ方々が、それぞれの状況に応じた段階を経て、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう、就労先の開拓を含めた支援体制を整備していきます。 【再掲】		
3	ひきこもり当事者・家族への 支援の充実	〇市内相談先や福祉総合相談窓口、ひきこもりの支援関係機関などの周知、ひきこもり相談受付フォーム等の活用・充実、ひきこもりに関するイベントによる周知・啓発を進めます。		
		〇地元では参加しにくい方のために、近隣自 治体と広域連携での事業をおこないます。		

<基本施策5> 地域福祉活動の担い手の確保

- ■地域福祉に関するアンケート調査において地域への関心度が8割を超える中、市民の主体的な地域福祉活動に向けて、以前参加したことがある層への働きかけと未参加者層への働きかけが必要です。
- ■活動を知る手段は、家族・友人、近所の人、学校など、知り合いを介したつながりも多い ことから、サービスの担い手の確保のためには普段から声かけができるような関係をつく ることが重要です。
- ■平成30(2018)年度に、地域包括ケア人材育成センターを設置し、人材・養成事業、研修・相談事業、就労支援事業、事業者・団体支援事業の4つの柱として総合的な支援を実施しています。
- ■市民社協と連携し、地域の互助・共助を担う、地域社協(福祉の会)の活動内容の充実や 活動内容を伝える広報の充実を図っています。
- ■シニア支え合いポイント制度*や災害時要援護者対策事業等、地域福祉活動の導入となるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。
- ■地域福祉活動を支える担い手の確保に向けて、興味を持てるように活動内容を伝える機会を提供することで、以前活動したことがある人など潜在的な地域福祉活動の担い手層へのアプローチ等が求められています。

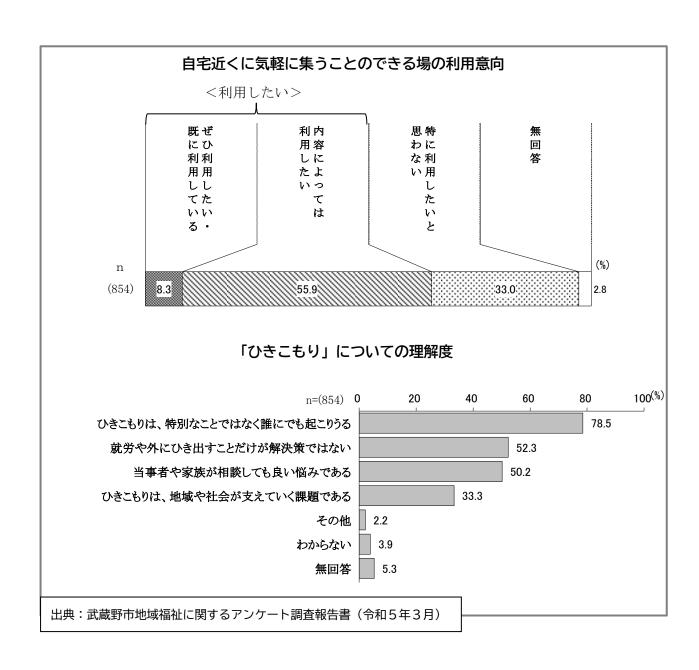


■地域福祉活動の担い手不足や固定化・高齢化といった活動団体共通の課題があり、将来的に活動継続への影響も懸念されます。潜在的に活動意欲のある方への働きかけも含め、活動団体の組織的な課題に対応していくため、人材の発掘・育成・定着などの取組みを進めます。

NO	施策(事業)名	取組みの方向
1	地域福祉活動を支える人材の 発掘・確保	○市民社協(ボランティアセンター武蔵野) と連携し、地域社協(福祉の会)の活動内 容の充実や広報の充実を図っていきます。
		〇シニア支え合いポイント制度*や災害時要援 護者対策事業等、地域福祉活動の導入とな るような制度を活用し、潜在的な地域福祉 活動の担い手の発掘を図っていきます。

<基本施策6> 重層的な支援体制の推進

- ■地域福祉、生活福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健康等、様々な健康福祉分野と連携しながら、まちぐるみで支え合える地域づくりが求められています。
- ■令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を設置し、福祉に関する相談先や解決方法がわからない困りごとや生活の不安等への対応をしてきました。相談内容に応じて市及び関係機関が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援体制を強化してきました。
- ■ひきこもりなど、社会につながりづらい方のニーズに対応するため、地域の社会資源など を活用して、社会参加を促進する取組みが求められています。
- ■世代や属性を超えた交流の場や、居場所づくりを進めることが求められています。

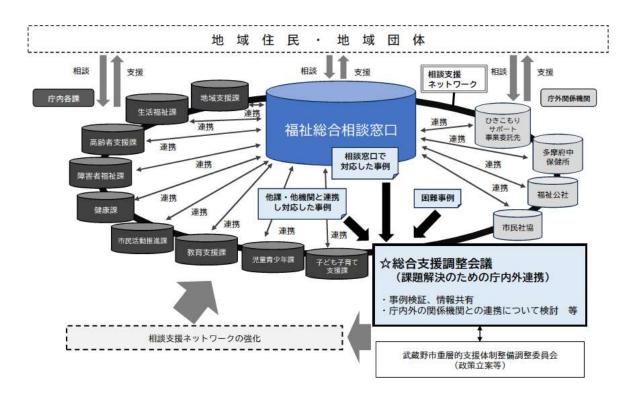


- ■ひきこもりや8050問題、複数人の介護を同時に行うダブルケアなど、複合的な課題や分野横断的な課題に対応するため、分野を越えて連携・協力しながら相談支援体制の強化を図ります。
- ■健康福祉分野で進めている、様々な参加支援について、就労支援・居住支援なども含め、 社会とのつながりを作るための支援や利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくりを進めていきます。また、就労支援としては、本人への就労定着支援と同時に 受入先への支援について、本市の社会資源を活用しながら、取組みを検討していきます。
- ■様々な世代や属性を超えた交流の場や居場所づくりについて、連携しながら推進します。

、土な以組み】				
NO	施策(事業)名	取組みの方向		
1	包括的な相談支援体制の推進	○「福祉総合相談窓口」(福祉相談コーディネーター)で受け止めた多様かつ複合的な課題について、関連各課・(庁外)関係機関と連携・協力しながら対応していきます。		
		〇訪問事業に力を入れ、地域で安定した生活 ができるように支援を行います。		
		○対応困難ケースや福祉総合相談窓口にて受けたケースで、その後様々な課と連携して対応した事例を「総合支援調整会議」で事例検討・情報共有することで、相談支援のネットワーク体制の強化を図ります。		
2	【新規】社会参加支援の実施(就労支援・居住支援等)	○社会とのつながりを回復するため、本人の ニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様 な支援を行います。		
		○心身の病気等を抱えたり、長年ひきこもっていたりする等、就労に課題を持つ方々が、それぞれの状況に応じた段階を経て、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう、就労先の開拓を含めた支援体制を整備していきます。 【再掲】		
		〇あんしん住まい推進事業による住宅確保要配慮者等に対して、民間賃貸住宅への円滑 な入居及び居住の安定の確保を促進するため、関係者間で連携し、必要な協議・検 討、情報の共有や提供等を図ります。		
		〇市内相談先や福祉総合相談窓口、ひきこもり相談受付フォーム、ひきこもりの支援関係機関などの周知、ひきこもりに関するイベントの周知を進めます。		

3 【新規】地域づくりに向けた 〇属性を超えて交流できる場や居場所を確保 事業の拡充 し、住民同士の顔の見える関係性の育成支 援を行います。

武蔵野市版 包括的な相談支援体制 イメージ図



第5章 計画の推進と見直し

第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

本計画は、健康・福祉の各個別分野の施策について、主に地域福祉活動の側面から支えていくため、各個別計画と連携を図りながら推進します。また、国においては地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制を構築するため、「①相談支援(包括的な相談支援の体制)」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。市では、重層的支援体制の推進について、これまで庁内における相談支援体制の充実及び当該実務担当者相互のネットワークの強化を図るため、「健康福祉実務担当者調整委員会」において検討を行ってきましたが、令和5(2023)年度に「健康福祉実務担当者調整委員会」を「重層的支援体制整備調整委員会」に改組し、武蔵野市ならではの重層的支援体制整備による庁内における相談支援体制の充実及び実務担当者相互のネットワーク等から見えてきた課題の解決に向けた政策立案を図ります。

第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

今回の健康福祉総合計画の策定にあたり、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野 横断的、一体的に審議することができるよう、新たな会議体として「武蔵野市健康福祉施策 推進審議会」(以下「審議会」という。)を設置しました。審議会において本計画の進捗状況 を報告し、事業の進行管理及び進捗管理等を行うとともに、ホームページ等を活用して進捗 状況を公表します。

第3節 次期計画の策定

本計画の改定は、第4期健康福祉総合計画の改定とともに令和11(2029)年度に行います。